

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

トピックス:輸出入決済外貨管理の緩和に関する新たな通知

国家外貨管理局は6月22日付で、「企業貨物貿易項目下の与信登記管理」と「輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合審査」の一部緩和並びに手続き整備に関する通知(*)を発表しました。

(*)「企業貿易与信登記と輸出外貨受取人民元転のオンライン照合審査管理を更に改善することに関する問題についての通知」(匯綜発[2009]78号、2009年6月22日公布、2009年6月10日実施)

日本語仮訳→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309062401.pdf>

今回の通知の概要は以下の通りです。(詳細は下記表をご参照下さい)

- ① 輸出前受・輸入延払の基礎比率引き上げ:25%から30%へ引き上げ。
- ② 貿易与信外貨受取/支払可能額の管理方法の統一:外貨受取/支払可能額を「コントロール比率」に基づいて確定する方法に統一。
- ③ 新規設立企業に対する外貨受取/支払可能額の設定:企業の申請に基づき、当初1年の外貨受取/支払可能額を外管局が設定。
- ④ 輸出外貨受取・人民元転オンライン照合審査の手続き簡素化:企業は電子通関操作員ICカードの銀行宛て提示が不要。銀行は直接、オンラインで確認。

「企業貿易与信登記及び輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合審査に関する問題を更に改善する通知」匯綜発[2009]78号
(公布日:6月22日、実施日:6月10日)

【変更点は赤字】

項目	変更前	変更後
貿易項目下の登記		
外債登記	輸出前受 ・前受外貨受取可能額は残高管理 ・前受外貨受取可能額=直近12ヶ月の輸出受取額×基礎比率(25%)-(確認済引出登記額-前受消込確認額) ・「基礎比率」の調整は外貨管理局に申請可。 ・引出登記が3万米ドル以下は限度額管理対象外	輸出前受 ・前受外貨受取可能額は残高管理 ・前受外貨受取可能額=直近12ヶ月の輸出受取額×コントロール比率(*) -(確認済引出登記額-前受消込確認額) *コントロール比率=基礎比率(30%)+調整比率(企業の実需、業界の特徴、貿易決済の慣行等に基づき、システム中で設定される。) ・引出登記が3万米ドル以下は限度額管理対象外
	輸入延払 ・延払対外支払可能額は残高管理 ・延払対外支払可能額=直近12ヶ月の輸入支払額×基礎比率(25%)-(確認済支払登記額-延払消込確認額) ・「基礎比率」の調整は外貨管理局に申請可。 ・引出登記が3万米ドル以下は限度額管理対象外	輸入延払 ・延払対外支払可能額は残高管理 ・延払対外支払可能額=直近12ヶ月の輸入支払額×コントロール比率(*) -(確認済支払登記額-延払消込確認額) *コントロール比率=基礎比率(30%)+調整比率(企業の実需、業界の特徴、貿易決済の慣行等に基づき、システム中で設定される。) ・引出登記が3万米ドル以下は限度額管理対象外
対外債権登記	輸出ユーザンス回収 ・暫定的に限度額管理を実施せず	輸出ユーザンス回収 ・暫定的に限度額管理を実施せず
	輸入前払 ・前払外貨支払可能額は残高管理 ・前払外貨支払可能額=直近12ヶ月の輸入支払額×基礎比率(10%)-(確認済支払登記額-前払消込確認額) ・「基礎比率」の調整は外貨管理局に申請可(大型プラント設備輸入企業:「基礎比率」最大30%以内、その他の企業:最大20%以内) ・引出登記が3万米ドル以下は限度額管理対象外	輸入前払 ・前払外貨支払可能額は残高管理 ・前払外貨支払可能額=直近12ヶ月の輸入支払額×コントロール比率(*) -(確認済支払登記額-前払消込確認額) *コントロール比率=基礎比率(10%)+調整比率(企業の実需、業界の特徴、貿易決済上の慣行等に基づき、当局が個別調整) ・引出登記が3万米ドル以下は限度額管理対象外
新規設立企業・特別経済監督区域登記企業	取引毎に個別認可	新規設立企業、特別経済監督区域登記企業で、直近12ヶ月の輸出受取額、輸入支払額が自動的にシステムに入力されていない場合、所在地外管局が企業の申請に基づき、その後1年間の輸出受取額、輸入支払額を推算、システムに入力。
輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合審査		
輸出外貨受取の照合審査	照合審査待ち口座から人民元転、振替の必要がある場合、「電子通関操作員ICカード」と「輸出外貨受取説明」を銀行に提出し、銀行の照合審査を受ける。	企業の銀行への「オンライン書類提出」により、銀行は直接オンライン照合審査オペレーションが可能。(企業はICカードの提出不要。)

「企業貨物貿易項目下の与信登記管理」制度は、貿易決済を装った海外からのホットマネー流入を抑制する目的で2008年7月に導入され、2008年11月以降は、グローバル金融危機の下、ホットマネーの流出管理にも適用が拡大されたものですが、その後中国は世界的な景気低迷の影響を受け、貿易取引が大幅に落ち込んだことから、貿易促進の一環として「与信登記管理」は緩和に転じ、今回の緩和は2008年12月以来4回目の措置となります。

なお、現状、規定解釈や実務について不明な点もあり、引き続き当局関連情報に注意が必要です。

《過去の登記管理緩和措置》

- ・週報2009年1月7日号→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409010701.pdf>
- ・週報2009年2月25日号→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409022501.pdf>
- ・週報2009年4月30日号→<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409043001.pdf>

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW: 中国の会社の労働時間調整制度(1)

中国に設立した会社も、様々な業務を展開するようになってきました。日本企業は、ソフトウェアの開発業務やデータ処理業務等、90年代から積極的にアウトソーシング先を中国に求めてきました。こうしたアウトソーシングを受ける会社においては、人的労働力を中心に業務が構成されるため、従業員数が多くなる傾向があり、他方で、その処理業務が必ずしも年間を通じて一定しない場合もあります。こうした状況に対応する中国の労働時間制度についての理解も実務的には重要です。今回は、中国の労働時間制について検討します。

Q: 当社(A社)は、2000年にソフトウェアの開発業務の一部を中国に移管することを目的として、中国大連市に日本の完全子会社(B社)を設立しました。B社では、主として開発業務に従事する従業員を雇用しています。日本の顧客からの発注を調整して当社からB社に開発業務を委託しているものの、B社の実際の開発業務は、一定せず、その従業員も繁忙な時期と閑散な時期とが一定しません。B社は、これまで、1日8時間を超過する勤務、祝休日の勤務について、時間外賃金を支給してきました。代休も利用しているのですが、制度が徹底されていないこともあり、十分に機能していない状況です。

他の中国系の会社では、残業代を計算しない年俸制や、従業員が開発チーム内で個々の従業員の就業時間を調整して時間外業務が生じないようにしているといった話を聞きます。中国では、繁忙な時期と閑散な時期がある従業員について、労働時間を調整し、時間外労働を調整するためにどのような制度があるのでしょうか？

A: 中国の労働時間制は、特に労働部門の認可を取得していない場合には、標準労働時間制に従って、1日8時間、週40時間の労働時間制を実施し、これを超過する部分は時間外労働として割増賃金(時間外労働賃金)の支払等の時間外労働に対する補償を要します。ただし、業務の繁閑の差が大きい業種等に常に上記の標準労働時間制を適用することは、必ずしも合理的でない場合があります。そこで、そのような業務の特性を有する業種において、当該特性を有する職務に従事する従業員については、労働部門の認可を得て特別労働時間制を採用することができます。今回ご紹介する総合計算労働時間制はこの特別労働時間制のひとつで、業務の特性上、季節ごとの業務量に繁閑の差が大きい業務等に従事する従業員について、1日単位ではなく、週、月、四半期、年等の周期で労働時間を計算し、所定の計算周期内で平均した労働時間が標準労働時間を超過する場合に、その超過部分を時間外労働として時間外労働賃金を支給するというものです。一定の周期内の平均労働時間をもって時間外労働の有無を判断することで、業務量の繁閑の差が大きい業種については、時間外労働と評価される時間をある程度抑える効果が期待できる制度といえることができます。

もっとも、総合計算労働時間制は、その具体的な時間外労働賃金の計算方法が必ずしも明確でなくわかりにくいこと、その採用に先立ち、従業員(代表大会)等との討論が必要であること、労働部門の審査を受けなければならないこと等に留意を要します。

1 標準労働時間制と特別労働時間制

中国では一般に、一日の労働時間が8時間、週の平均労働時間を40時間(以下「標準労働時間」といいます。)とする標準労働時間制が実行されています。特に労働部門の認可等未取得していない場合には、この標準労働時間制に基づき、標準労働時間を超えた労働時間を時間外労働として、①平日の時間外労働については本人の賃金の150%の割増賃金(時間外労働賃金)の支払、②土日の就労については代休の付与又は本人の賃金の200%の割増賃金の支払、③祝日の就労については本人の賃金の300%の割増賃金の支払が必要となります。

しかし、業務量が季節又は天候等の外的要因に左右される業種や、業務の性質上、勤務時間が長時間となる業種については、労働部門の特別の認可を取得することを条件として、標準労働時間制によらず、特別労働時間制を採用することが可能とされています。

特別労働時間制と一口にいても、その中身は不定時労働時間制、総合計算労働時間制等、いくつかの労働時間制度に分かれ、各業種の業務の特徴、従業員の職務内容等に応じて採用可能な制度が変わってきます。設例の場合では、従業員の業務に繁忙な時期と閑散な時期があるとのことですので、特別労働時間制のうち総合計算労働時間制が検討に値するように思われます。

2 総合計算労働時間制

(1) 総合計算労働時間制とは

総合計算労働時間制とは、雇用者の生産・業務の特性上、従業員の労働時間を日をもって計算することが合理的でない業務について、週、月、四半期、年等の周期で労働時間を計算し、所定の計算周期内で平均した1日あたりの平均労働時間及びの週あたりの平均労働時間が標準労働時間と基本的に一致するようにするというもので、平均した労働時間が標準労働時間を超過する場合には、その超過部分を時間外労働として時間外労働賃金を支給することになります。一日単位で時間外労働を評価せず、所定の計算周期内の平均労働時間をもって時間外労働の有無を評価することから、業務量の繁閑の差が大きい業種については、時間外労働と評価される時間のある程度抑える効果が期待できる制度です。

もっとも、総合計算労働時間制をとったとしても繁忙期にむやみに仕事を手配できるわけではなく、集中的に休暇(代休)を取らせる、フレックスタイム制にする等により労働時間が過剰にならないよう配慮を要します。基本的には、総合労働時間制においても、三級以上(*)の労働強度の従業員については1日の労働時間が連続11時間を超過してはならないとされています。

(*) 級別は、国家標準である体力労働強度分級(GB3869-83)所定の計算式に従うものと思われます。

(2) いかなる業種及び職種において採用することができるか

総合計算労働時間制を採用するためには、業務量に繁閑があることが合理的に認められるなど、それを採用することに合理性が認められる業種であることが必要です。

例えば従来は、鉄道、航空、漁業等、業務の性質上連続して業務を遂行する必要がある業種や、地質・資源探索、建築、旅行等の季節や自然条件に制限を受ける業種等が総合計算労働時間制を採用することができる典型的な例とされ、いわゆる室内のデスクワークの仕事は、多くの場合その対象とされてきませんでした。

しかし近時は、ソフトウェア開発等のアウトソーシングサービス産業を奨励する見地から、業務の特性上標準労働時間制を採用することが確かに困難な一部の職位の従業員について、アウトソーシングサービス企業が特別労働時間制を採用することを許容する内容を含む通知がいくつか出されています(「人社部発(2009)1号」(二十九)、「国弁函(2009)9号」二(二)等)。これらの通知によっても、アウトソーシングサービス企業であれば常に特別労働時間制を採用することができるわけではなく、やはり労働部門の認可を取得することが条件となりますが、少なくとも、アウトソーシングサービス産業には業務量が一定しない職務を含む業態であるという理解が前提にあることから、特別労働時間制の採用について労働部門の理解を得られる可能性はあります。設例の、大連市においてソフトウェアのアウトソーシング業務に従事するB社も、開発業務の繁閑の影響を受けやすい、開発業務に従事する従業員については、労働部門に申請をすれば、特別労働時間制(今回の場合、総合計算労働時間制)の採用について認可を得られる可能性は、あるものと思われます。

(3) どのように時間外労働賃金を計算するのか

総合計算労働時間制を採用した場合、具体的にどのように時間外労働賃金を計算するのかについては、一定の規定はあるものの必ずしも明確ではありません。

関連する規定から判断されるポイントは、次のとおりです。

.....

- ① 所定の周期内の労働時間を集計し、それが標準労働時間(1日8時間週40時間)を超過する場合には、「超過する部分」が総合労働時間制における時間外労働となる。

- ② 超過部分については、(計算周期内に「土日」の就労が含まれていても)、平日の時間外労働と同様に 150%の基準で割増賃金を支払う。
- ③ 計算周期内に「祝日」の就労がある場合には、当該祝日については 300%の基準で割増賃金を支払う。
-

上記①の計算周期内の労働時間を集計して「超過した部分」のみが時間外労働となるという前提と、上記③の、総合計算労働時間制においても祝日就労に対しては他の時間外労働と区別して 300%の残業代の支給を要するという規範との関係が必ずしも明確ではないのですが、これを整合的に解釈するためには、祝日の就労は計算周期内の労働時間計算からは独立して補償する必要があると解するほかないように思われます。実務上も、認可を受けて総合計算労働時間制を適用している従業員について、雇用者が当該従業員の労働節(祝日)期間中の就労に対して 300%の基準で割増賃金を支払わなかったことについて、労働争議仲裁委員会が不適法としてその支払を命じたケースなどがあることから、総合計算労働時間制を採用する場合には、計算期間中に祝日が含まれるかどうかには留意し、祝日には就労を手配しない、手配した場合には他の就労日とは区別して割増賃金を支給するという配慮を要します。

(4) 手続

総合計算労働時間制を採用することは、従業員の就労条件に大きな変動をもたらすことから、その採用にあたっては、まず従業員と協議をすることが必要とされます。そのうえで、前述のように、総合計算労働時間制の採用について労働部門の認可を要します。具体的な手続は、通常は所在地の省レベルの労働部門が規定を設けています。設例の B 社のある遼寧省の場合は、次のとおりです。

① 雇用単位が申請報告

申請報告の内容は、主に、企業の生産経営の特徴、特別労働時間制を実行する具体的な原因、特別労働時間制を適用する職務、人数、総合計算労働時間制の周期、業務方式、最長の日労働時間及び休憩制度等を含みます。

また、申請報告にあたり、従業員代表大会の討論を経て採択された決議又は労働組合の意見の提出も求められることから、事前の従業員の了解の取得が基本的には必要とされると考えておくことが無難です。従業員代表大会の決議の提出を要請されていることから、総合計算労働時間制を適用する職務の従業員の同意のみでは足りない可能性があることに留意を要します。また、従業員代表大会及び労働組合の存在しない会社において何を提出すべきかは、個別に労働部門と調整をすることが必要になるものと思われます。

② 労働部門による審査

労働部門は、申請を受けて、まずは申請資料に対する書面の審査を行います。必要と判断した場合には、申請者の生産経営の現場に赴き労働強度等の実地検査を行い、労働組合の代表又は任意に抽出した従業員との座談会を経て従業員の意見を自ら徴取する等により、特別労働時間制の採用の適否を総合的に判断します。特別労働時間制の採用条件に適合すると判断され場合には、労働部門が認可文書を発行します(以上の手続は、遼寧省のケースです。)

上記のとおり、特別労働時間制度の採用のための審査は、書面審査のみならず実地調査等を行って業務状況等を実質的に審査する可能性もあるため必ずしも簡単な手続とはいえないかもしれませんが、前記のとおり近時はアウトソーシングサービス企業がこの制度を採用することを奨励する内容の通知がみられ、アウトソーシングサービス企業も特別労働時間制の採用について認可を受けうる業態と考えられるようになってきていること、時間外労働賃金を合理的な範囲に抑えつつ適法性も確保することができることから、ソフトウェア開発等のアウトソーシングサービスに従事する企業にとっては、なお検討に値する時間外労働管理の方法と思われる。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
弁護士 中島 あずさ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**5月の財政収入 前年同月比+4.8% と5ヶ月ぶりに好転**: 15日の財政部の発表によると、5月の財政収入は前年同月比+4.8%の6,567.47億元と、昨年12月以来、5ヶ月ぶりにプラスに転じた。5月の増収の主な要因は、昨年秋以降の経済刺激策の効果が4~5ヶ月を経て現れてきた他、昨年5月は北京五輪開催前の一時操業規制等の影響で財政収入が低水準に止まったためと見られている。特に、5月の増徴税、営業税、企業所得税の税収は前年同月比それぞれ▲4.7%、+14%、▲8.9%と、4月の同▲7.8%、+4.2%、▲27%に比べ大幅に増加している。但し、1月からの累計では前年同期比▲6.7%と、依然として減少が続いており、専門家は全面的な経済回復には時間を要するとの見方を示している。

◆**世銀 2009年GDP成長率予測 7.2%に上方修正**: 世界銀行は18日「中国経済季報」で、2009年のGDP成長率を前期3月の6.5%から7.2%に上方修正、2010年は7.7%に拡大との予測を示した。4兆元の景気対策や金融緩和政策を通じた投資が今後の成長を強く支えるものの、世界経済低迷の下では、政府支出の増加による成長維持に限界があり、持続的な景気回復の開始と言うには時期尚早としている。国内消費は引き続き堅調に推移、第2四半期以降、原材料の輸入も徐々に回復に向かう一方、一部製造業では過剰生産により、企業収益が圧迫されている為、民間投資は当面低迷が続くものと見ている。また、中国経済は輸出依存から内需依存の新型経済発展モデルへの転換が図られる中、発展性の高い産業への資源導入、農村人口の都市への永久移転の促進、社会保障システムの構築等、構造改革の必要性を指摘している。

◆**3月末で銀行カード発行枚数 18.9億枚 小売売上高の41.6%を占める**: 22日、人民銀行が発表した「2009年1-3月決済運営状況報告」によると、3月末現在の銀行カード発行枚数は前年同期比+19.0%の18.9億枚となり、一人当たりの所有枚数は1.42枚になったという。うちデビットカードが前年同期比+17.3%の17.4億枚、クレジットカードが同+43.7%の1.5億枚となった。また、銀行カード決済額は同+48.2%の1.2兆元に上り、同期間の消費財小売売上高の41.6%を占めた。なお、人民銀行決済局長は記者の取材に対し、銀行カード産業の発展政策を発表。具体的には、①加盟店の拡大とシステム整備の強化、②リスク管理の強化、③農村部における銀行カードの利用拡大、④地場ブランドカードの利用推進、⑤市場イノベーションの奨励、の5措置を挙げた。銀行カードが有する現金機能とクレジット機能は、消費者の潜在ニーズを掘り起すもので、消費刺激、経済成長に繋がると期待されている。

【金融・為替】

◆**9ヶ月ぶりにIPO再開**: 18日、漢方薬メーカーの桂林三金薬業が中国証券取引監督管理委員会からIPO（新規株式公開）の批准を受け、9ヶ月ぶりに中国本土市場でIPOが再開されることになった。同社は今月末にも深圳証券取引所の中小企業ボードでA株4,600万株を発行する予定。中国では、昨年9月以降、株式市場の急落等によりIPOの認可が中断していたが、今回のIPO再開により、企業の資金調達ルートが拡大するとして期待されている。また、これに先立ち同委員会が公布したIPO体制改革に関する指導意見には、新株価格決定の市場化促進、オンライン募集・申込制度の改善、リスク提示の強化等の内容が盛り込まれ、同改革の進展による健全な市場の発展と安定的な市場運営の実現も期待されている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)			HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比	
2009.6.15	6.8354	6.8351~6.8395	6.8364	0.0026	6.9645	-0.0094	0.8822	0.0004	9.4767	-0.1233	0.9400	2928.16	48.19	
2009.6.16	6.8377	6.8328~6.8380	6.8341	-0.0023	7.0781	0.1136	0.8817	-0.0006	9.5066	0.0299	0.9500	2913.89	-14.27	
2009.6.17	6.8336	6.8336~6.8401	6.8374	0.0033	7.1067	0.0286	0.8825	0.0008	9.4871	-0.0195	2.0000	2949.71	35.82	
2009.6.18	6.8340	6.8329~6.8361	6.8347	-0.0027	7.1349	0.0282	0.8819	-0.0006	9.5236	0.0365	0.9600	2995.83	46.12	
2009.6.19	6.8339	6.8339~6.8394	6.8362	0.0021	7.0457	-0.0324	0.8821	0.0004	9.4981	-0.0085	1.0500	3023.84	28.01	

RMB レビュー&アウトLOOK

今週の人民元は前週末比小幅安となる6.8354で寄付後、世界的に株式市場が軟調に推移する中、上海総合株価指数は昨年7月以来の高値を更新するなど堅調に推移したが為替相場は週を通じてやや軟調な推移となった。今週国務院より景気回復の足どりはまだ力強いとはいえないとの見解が示された通り、市場でも中国経済の本格回復に確信がもてない不安感が漂っている。しかし6.8400近辺では相場の安定推移を志向する中銀による元買い介入も意識され、週間安値は6.8401と下値も限定的となっており、結局6.83~6.84の値幅での取引となった。尚、商務部より発表された5月の対内直接投資額は約64億米ドルと前月比増加したが依然として年初から5月までの累計実績では前年同期比▲20.4%の減少となっている。世界銀行は中国の2009年GDP成長率を3月時点予測の6.5%から7.2%に上方修正したが、外需の本格回復までは中国経済の見通しも断言を許さず、輸出産業保護の観点からも人民元相場は現状水準での安定推移が続こう。(6月19日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身で判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。